防災行政無線（同報系デジタル）保守点検業務（2回目）
仕　様　書

１．目的

本仕様書は、堺市（以下「発注者」という。）防災行政無線（同報系デジタル）設備の保守点検等を行うことにより、その性能の維持を確保することを目的とする。

２．法令の遵守等

本業務の実施にあたっては、電波法（昭和25年法律第131号）をはじめとする関係法令及び技術基準を遵守しなければならない。

なお、本業務の実施に関連して必要な官公庁等への許可申請及び諸手続きは、受注者の負担により行うものとする。

３．担当技術者

(1)担当技術者は、本業務に精通した電波法施行令（平成13年政令第245号）第2条第3項に基づく、第二級陸上特殊無線技士又は上位の資格を有する者をもってこれに充てるものとする。

(2)担当技術者について、発注者が著しく不適当と認めたときは、受注者は直ちに必要な措置をとらなければならない。

４．対象設備

本業務の対象設備は、別表１のとおりとする。

但し、移設、撤去、増設等の工事はこれに含まれないものとする。

なお、別表１の種別「全国瞬時警報システム」については、令和７年度の整備設備につき、当該業務の瑕疵担保（設備の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物）期間に該当するため設備の不良等により修繕を要する場合は本業務の対象外とする。

５．履行場所

堺市堺区南瓦町3番1号　堺市役所ほか

無線設備の設置場所は、別表2のとおりとする。

６．保守点検作業内容

受注者は、無線設備の機能維持のため、次の作業を行うものとする。

(1) 保守点検

保守点検は、9月までを目途に年1回行うものとする。

また、保守点検を行う時間帯は、土曜・日曜・祝休日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 監督官庁検査

監督官庁検査（以下「官庁検査」という。）に対する事前点検及び立会いを行う。

(3) 簡易な修理

無線設備の機能の維持を目的として行う消耗品又は材料（一部小型発電機のバッテリー交換を含む）の取替え及び、その他これに類する簡易な修理を行う。

なお、同修理に係る費用は、受注者の負担とする。

７．保守点検の実施

(1)保守点検は、無線設備の機能を維持するために受注者が実施するもので、その点検項目は別表3のとおりとする。

また、点検基準は各装置の標準規格を満足し、最良のレベルとなるよう調整しなければならない。

(2)受注者は、契約締結後５営業日以内に保守点検業務実施計画表を発注者に提出し承認を受けなければならない。
(3)受注者は、点検後のデータを保守点検実施結果報告書に記録のうえ発注者に報告しなければならない。
なお、点検中に異常を発見したときは、速やかに修理又は仮処置のうえ発注者に報告しなければならない。

８．官庁検査に対する事前点検
(1)官庁検査に指定された無線局の無線設備は、発注者が必要と認めたときに限り保守点検を繰り上げて実施するものとする。
(2)官庁検査の際、受注者は必ず立会うものとする。

９．障害対応
保守点検対象の設備に障害が発生し、発注者の要請があったときは、障害原因を確認するとともに、同障害及び修復に関する必要事項を障害報告書により報告する。

10．成果物
受注者は発注者に対して下記の成果物を提出しなければならない。

書類等名	部数	備　　考
業務着手届	1	契約締結後５営業日以内に提出
担当技術者届	1	〃
業務実施計画表	1	〃
障害報告書	1	障害発生後、速やかに提出
実施結果報告書	1	各点検の実施後５営業日以内に提出
業務完了届	1	令和９年３月 31 日までに提出

11．履行期間
令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までとする。

12．入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止
(1)受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
(2)これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

13．再委託契約等の締結について
受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

14．誓約書の提出について
(1)受注者は、堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。
(2)受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなけれ

ばならない。
(3)受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

15. 不当介入に対する措置
(1)受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
(2)受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
(3)本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
(4)本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

16. その他
(1)安全対策、危険防止措置
業務担当者の安全衛生に関する管理については、業務責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。
(2)事故発生の防止
業務の実施にあたっては、危険な場所には必要な安全措置を講ずること。
なお、業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場所、または立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を監督員に報告のうえ、当該措置を講じ事故発生を防止すること。
(3)災害発生時の対応
台風・地震等の自然災害や火災・爆発等の人為災害により対象設備が損壊し、周囲に影響が及ぶ恐れがある場合、設備の飛散防止などの危険を回避するための措置を行うこと。
(4)光熱水費に係る費用負担
業務上の必要な電気・水道等の光熱水費については、本市の負担とする。但し、節電、節水等省資源に努めるものとする。
(5)その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。